

# 第1章 計画の基本構想

本計画は、平成23年4月に策定した第三次計画（計画期間：平成23年度～平成27年度）の期間終了を受けて、第四次計画として新たに策定するものです。

## 1 計画策定の趣旨

- 「高知県環境基本計画」は、「高知県環境基本条例」第9条の規定に基づき策定される、本県の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画です。
- 本計画は、県の目指す環境及び社会の将来像を明らかにして、その実現に向け、県民や事業者、NPO、行政等の地域社会を構成する全ての主体が共通の認識のもとに、環境の保全及び創造に取り組むための基本的な方向性を示します。
- 本計画は、国の環境政策上の地域計画としての役割も担います。また、地球温暖化対策や自然環境の保全、廃棄物・リサイクル対策等の各分野別の具体的な施策や指標等は、それぞれの個別計画として定められますが、これらの個別計画は本計画の実施計画としての位置付けとなります。
- 取組の方向性や主要な施策等の基本的な事項には、地球温暖化対策や循環型社会の構築、自然環境の保全といった課題への対応に加え、再生可能エネルギーや森林資源を活用した地域の活性化、木材利用の用途拡大による県産材の利用促進など、本県の恵み豊かな自然資源を活かした産業振興を目指す取組を示しています。
- 目指すべき将来像及びその実現のための基本的な戦略を示します。  
また、計画期間は5年に設定し、施策を重点化し、的を絞った施策を展開することにより、計画の実効性を高めることを目指します。
- 各施策については、定期的に進捗状況の点検及び評価を行い、公表します。  
また、様々な広報媒体を活用して、計画の普及啓発を図ることにより、県民、事業者、NPO、行政等の多様な主体の参画と協働を促進します。

## 2 計画の対象

- 計画の対象地域は高知県全域とし、対象は次の5つの分野とします。

- ①地球温暖化への対策
- ②循環型社会への取組
- ③自然環境を守る取組
- ④環境ビジネスの振興
- ⑤環境を守り育てる人材の育成

## 3 計画の期間

- 計画の期間は、21世紀の第一四半期末である2025年（平成37年）における本県の目指すべき将来像を見通しつつ、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

## 4 計画の基本的な考え方

**高知の自然を“まるごと”活かす**  
**～環境保全と地域の自然資源を活かした産業振興を目指して～**

- 本県は、温暖な気候、緑あふれる山々、数多くの清流、そして黒潮流れる太平洋と豊かな自然環境に恵まれています。
- こうした本県の恵み豊かな自然環境を保全するとともに、環境に配慮して再生可能エネルギーや森林資源などの自然資源を活かした産業振興を図り、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会といった3つの社会づくりの統合的な取組を進めていきます。
- そのためには、県民、事業者、NPO、行政等の多様な主体が参画し、それぞれの役割分担のもとに、連携・協働することが必要です。